

## 市民体育館利用料金の変更

問 スポーツ・青少年課 TEL 06-6995-3159

守口市民体育館条例の一部を改正する条例が、4月1日に施行されることに伴い、指定管理者から利用料金などの承認申請があり、承認しました。利用料金などに一部変更がありますので詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 障がい者(児)各種手当月額の改定

特別児童扶養手当

問 子育て支援課 TEL 06-6992-1647  
FAX 06-6992-1400

特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当

問 障がい福祉課 TEL 06-6992-1630  
FAX 06-6991-2494

平成29年全国消費者物価指数の変動に伴い、4月分から各種手当月額(特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当)が改定(引き上げ)されます。詳しくは問い合わせください。

平成30年度の手当額(月額)

|            | 3月分まで   | 4月分から   |
|------------|---------|---------|
| 特別児童扶養手当1級 | 51,450円 | 51,700円 |
| 特別児童扶養手当2級 | 34,270円 | 34,430円 |
| 特別障がい者手当   | 26,810円 | 26,940円 |
| 障がい児福祉手当   | 14,580円 | 14,650円 |
| 経過的福祉手当    | 14,580円 | 14,650円 |

## 働く障がいのある人のサロン開始

問 障がい福祉課 TEL 06-6992-1630

レクリエーション、仲間づくりの取り組みを実施し、充実した就労生活を支援します。

場 守口市障がい者・高齢者交流会館3階

対 原則として、一般就労あるいは福祉就労している障がいのある人

備 開所は5月より週2日程度

## 4月2日に守口市役所7階へらしサポートセンター守口の移転

問 同センター ☎ 0800-200-8011

相談日時

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分(土・日、祝日および年末年始を除く)

対 経済的に困りの人(働きたいのに仕事が見つからない、家族の生活や将来のことが不安など)

【主な支援内容】

▽就労準備支援 働く自信のない人や人間関係が苦手な人などに、コミュニケーション能力や社会適応能力の習得を通じた支援

▽住居確保給付金 仕事を失い、住まいを失う可能性がある人などに、家賃相当額の給付

注 一定の要件有

▽ふーどばんく お米、パン、カップ麺などが必要な人(今日食べる食料を買うお金が全くないなど)へ提供

## 守口市障がい者・高齢者交流会館へ移転

問 障がい福祉課 TEL 06-6992-1630

4月1日から、守口市基幹相談支援センターが市民保健センターから同会館4階に移転しました。北河内西障害者就業・生活支援センターわーくぶらすが同会館4階から3階に移動しました。それに伴い、守口市基幹相談支援センターの開設日が火～土曜日に変更しました。

虐待防止センター専用ダイヤルを設置

TEL 06-6993-5602(夜間および休業日を除く)

## 寄厚くお礼申し上げます 附・寄贈

【社会福祉の充実のために】

北河内農業協同組合  
女性会守口地区



【社会福祉の役立てに】

車いす2台  
プルトップ協力者  
一同の皆さん



## 生活保護不正受給詐欺罪で告訴

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593

平成29年度において、守口警察署に告訴状を2件提出しました。

【概要①】

▽被告訴人 50代女性

▽被害金額 約520万円

▽告訴内容 就労収入無申告

【概要②】

▽被告訴人 40代男性

▽被害金額 約170万円

▽告訴内容 就労収入無申告

【今後の対応】

生活保護費の不正受給は、生活保護行政に対する市の信頼を揺るがす行為であり、許しがたいものです。

今後も不正受給の未然防止および早期発見に努め、特に悪質な不正受給の事案については、厳罰を求める刑事告訴を行うなど、生活保護行政の適正かつ厳格な運営に取り組みます。

## 福祉医療費助成制度の改正

障がい者医療および老人医療

問 障がい福祉課 TEL 06-6992-1630  
FAX 06-6991-2494

ひとり親家庭医療および子ども医療

問 子育て支援課 TEL 06-6992-1647  
FAX 06-6992-1400

▽医療証をお持ちの人へ

4月1日から市の福祉医療費助成制度(補助基準)が変わります。福祉医療費助成制度は、障がいのある人やひとり親家庭などを対象に、医療費の自己負担の一部を助成する制度です。助成を必要とする人が安心して医療を受けられるように補助基準を見直し、対象者や対象医療、一部自己負担額を変更します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▽重度障がい者訪問看護利用料助成事業

福祉医療費助成制度の改正に伴い、4月1日以降は各医療証(障がい者医療・老人医療・ひとり親家庭医療・子ども医療)を提示する事により、これまでと同じように訪問看護ステーションが行う訪問看護(医療保険分)を受ける事ができます。また制度が統合されることで、現在より自己負担を抑える事ができるようになります。

## 市庁舎会議室の申請

問 総務部総務課 TEL 06-6992-1432

4月1日より誓約書は申請書を提出する窓口で記入してください。

下記の誓約事項を遵守し、市庁舎会議室を使用してください。

誓約事項

①個人での使用です。

②団体での使用です。

③営利団体です。

④非営利団体です。

⑤物品、商品およびサービスの提供などの販売、広告、宣伝および契約行為および金銭の授受など(これらに準ずる行為を含む)はしません。

⑥特定の政治、宗教およびその他の団体の加入および活動などに参加させる勧誘、またはこれらの勧誘に繋がるような広告、宣伝など(これらに準ずる行為を含む)はしません。

⑦守口市暴力団排除条例施行規則第3号各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

⑧使用している会議室に職員または市が依頼した者が立ち入り、録画、録音などをする行為を妨げません。

⑨守口市庁舎会議室使用許可書を他人に譲ったり、転貸しません。

⑩会議室の設備や備品を使用できないことによる損害については、市へ賠償を求めません。

⑪会議室や付帯設備などを破損または紛失した場合は、申請者または使用者が弁償します。

⑫使用した机や椅子などの備品は原状復帰します。

⑬押しピンやテープなどで張紙などをしません。

⑭指定された場所以外での飲食および飲酒はしません。

⑮申請した使用時間を厳守します(準備と後片付けを含む)。

⑯ごみはすべて持ち帰ります。

⑰個人情報保護法などにより、市が申請者以外に会議室の使用内容などの情報を提供できないことを承諾します。

⑱守口市庁舎会議室使用申請書の記載内容に虚偽はありません。

